

《 目 次 》

I. はじめに

II. 防犯の手引き

1. 基本的心構え

2. 最近の犯罪発生状況

3. 防犯のための具体的注意事項

(1) 住居

(2) 外出時

4. 交通事情と事故対策

5. テロ・誘拐対策

6. 緊急連絡先

III. 緊急対処マニュアル

IV. 資料

I. はじめに

この安全マニュアルは在留邦人や旅行者の皆様が、当地で事件・事故に巻き込まれることのないように、また安全に暮らすための留意事項についてまとめたものです。皆様の参考になれば幸いです。なお、この安全マニュアルは外務省海外安全ホームページ (<http://www.anzen.mofa.go.jp>) に掲載されています。

II. 防犯の手引き

1. 基本的心構え

海外では「自分の身は自分で守る」ことが日本以上に求められます。

2. 最近の犯罪発生状況

ニュージーランドは一般的に「安全な国」というイメージがありますが、NZ警察の統計資料によれば、主な犯罪の対日本比（下記参照）において、より高い犯罪発生率を示しており、ニュージーランドにおいても、防犯に十分な注意が必要です。最近は、住宅への侵入窃盗、夜間の飲酒に伴う暴行・傷害事件が多発傾向にあります。

※ 主な犯罪の対日本比（人口1万人当たりで比較）

○ 殺人（1.5倍）

○ 強盗（17.2倍）

○ 誘拐（30倍）

○ 侵入窃盗（9.8倍）

（※ 2007年統計）

3. 防犯のための具体的注意事項

以下の点に注意してください。

（1）侵入窃盗被害の防止

（イ）住宅選びのポイント

（a）家屋の立地状況

道路や隣家など屋外からの見通し、死角の有無、人・車の通行状況等から判断して第三者が侵入しにくい住宅環境であるかを検討すること。

（b）生活環境の判断

地域の治安情報を収集し、生活環境の善し悪しを総合的に判断すること。

（c）防犯システムの充実度

警報装置・センサー式照明・魚眼レンズ付ドア、ドアチェーン、防犯カメラ、インターホン等防犯システムが少しでも多く設置されている住宅を選択すること。

（ロ）住居侵入窃盗を防止するための対策

（a）住居の鍵

（i）入居時、又は盗難・紛失の際は、可能な限り新しい鍵に取り替えること。

（ii）入居前に各出入口ドア、車庫等の鍵がしっかりと機能しているかをチェックすること。

（iii）スペアキーの管理は厳重に行うこと。

（b）庭

- (i) 定期的に樹木の剪定を行い、泥棒に隠れ場所を与えないこと。
- (ii) 庭に梯子や踏み台等、屋内への侵入手段となるものを放置しないこと。
- (c) 近隣関係
 - 近所付き合いを良好にして、長期間留守にする際は、不審者が来た場合の通報、郵便物の一時預かり等、留守の用心を依頼すること。
- (d) 家族への注意
 - 最近発生した事件、事故の事例を家族に説明し、家族全員が防犯意識を持つこと。
- (e) 在宅時の留意事項
 - (i) 在宅時も鍵を掛けること。
 - (ii) 来訪者に対しては、インターホン又はドア越しに対応し、まず、来訪者の身分、要件等を確認すること。
 - (iii) 就寝時は、寝室に鍵を掛けると共に、電話又は携帯電話で外部への通信手段を確保しておくこと。
- (f) 不在時の留意事項
 - (i) 日中・夜間を問わず、外出の際は必ず鍵を掛けること。
 - (ii) 留守中であることを悟られないように、家の照明の点灯等を付けておくこと。
 - (iii) スペアキーを郵便受けの中や植木鉢の下等に置いて外出しないこと。
 - (iv) 長期間留守にするときは、親戚、隣人、職場の人に見回りを依頼し、貴重品は自宅の施錠のある金庫や職場のロッカー等の安全な場所に保管すること。
- (g) 住居侵入被害にあった場合の措置
 - (i) 速やかに警察に連絡すること。
 - (ii) 警察の鑑識活動を助けるためにも被害場所、遺留品等には触らないこと。
- (2) 性犯罪被害防止
 - (イ) 夜間の女性の一人歩きは避けること。
 - (ロ) 見知らぬ人からの誘い（英会話指導、食事、観光案内等）には安易に乗らないこと。
 - (ハ) バー等で知り合った初対面の者から勧められる飲み物は飲まない。
 - (ニ) 露出部分の多い刺激的な服装での外出は控えること。
- (3) スリ、置き引き、ひったくり被害の防止
 - (イ) 空港・ホテルロビー等では、所持品は常に自分の管理下に置き、目を離さないこと。
 - (ロ) ズボンのポケットなどに財布や貴重品を入れないこと。
 - (ハ) 多額の現金や貴重品は持ち歩かないこと。
 - (ニ) ショルダーバック等は車道と反対側に抱えて携帯すること。
 - (ホ) 万一の場合に備え、旅券番号、航空券番号、関係機関の国内連絡先を控えておくこと。
 - (ヘ) 現金自動支払機を利用する場合、周囲の状況を確認すること。不審な人物がいる場合は利用を取りやめること。
 - (ト) 窃盗犯罪の被害にあった場合、犯人の人相着衣、逃走方向、車両ナンバー等を記憶し、警察に通報すること。
- (4) 詐欺（カード詐欺を含む）被害の防止
 - (イ) 旅先で親しくなった人でも、金銭の貸し借りは極力行わないこと。
 - (ロ) クレジットカード等を利用する店を選び、風俗店、深夜飲食店等での利用は控える

こと。

(ハ) クレジットカード利用時は、スキミングの被害に遭わないよう店員の動向に注意を払うこと。

(5) 宿泊施設での盗難防止

(イ) 安全度の高い宿泊施設を選び、貴重品はセーフティーボックスに入れるか、ホテルのフロントに預けること。

(ロ) 在室時は、ドアチェーンを掛けること。ボーイやルームサービスに対しても不用意にドアを開けないこと。

(ハ) バックパッカー用の宿泊所、ユースホステル等では、現金、貴重品、旅券の管理を厳重にすること。

(6) 車上荒らし被害の防止

(イ) 車内（観光バスを含む）に貴重品を放置しないこと。

(ロ) 短時間の駐車といえどもドアロックを確実に行うこと。

(ハ) 警報ベル、ハンドル固定器具等の防犯機器を備えること。

(ニ) 長時間、人通りの少ない場所での路上駐車は避けること。

(7) 薬物犯罪被害の防止

(イ) 繁華街やバー等で麻薬の使用や購入を持ちかけられても絶対に応じないこと。

(ロ) 合法的薬剤と勧められても、薬剤関係には手を出さないこと。

(ハ) その他の心構え

(イ) 海外傷害保険、盗難保険等へ加入すること。

(ロ) 3ヶ月以上の長期滞在者は、必ず在留届を提出すること。

(ハ) 緊急連絡先リスト、懐中電灯、ラジオ、医薬品、非常食の準備をすること。

(ニ) テレビ、ラジオ、新聞、渡航情報等から、最新の治安情報の入手に努めること。

4. 交通事情と事故対策

(1) 一般的な交通事情

(イ) 市街地

(a) 歩行者用青信号の周期が非常に短いため（5秒程度）、赤信号でも横断する人が多くいますので、十分注意して下さい。

(b) ラウンド・アバウト（円形交差点（ロータリー））では、常に右側から来る車に優先通行権を与えていますので、注意して下さい。

(c) 横断歩道で歩行者がいる場合には、必ず歩行者に道を譲るようにして下さい。

(d) 路上に「GIVE WAY（道を譲れ）」の標示（標識）がある道路では、徐行し、先に進入しつつある車に道を譲るようにして下さい。

(ロ) 郊外の交通事情

(a) 市街地や郊外ではスピード違反取締が頻繁に行われており、検挙されると高額な罰金が科せられますので、注意して下さい。

(b) 自動車で長距離旅行を計画する場合は、法定スピードを厳守し、無理のない移動スケジュールを立てるように心掛けて下さい。

(c) 当国の高速道路は、日本の高速道路と違い、生活道路の延長上にあるため、道路には小石や砂利があり、跳ね上げた小石が対向車のフロントガラス等に当たり、破

損させる等、思わぬ事態を招くことがあるので、注意して下さい。

- (d) 郊外では家畜、羊・牛等の横断が見られ、ハリネズミやポッサム等の小動物による飛び出しもあるので、注意して下さい。
- (e) 郊外では長距離（50キロ～100キロ）にわたり給油所がない道路もあるので、給油はこまめに行ってください。
- (f) シートベルトは全座席で着用義務がありますので、後部座席でも着用して下さい。
- (g) 5歳以下の幼児はチャイルドシートが義務付けられています。
- (h) 地方では遮断機、警報機が設置されていない踏切がありますので、横断には十分注意して下さい。
- (i) レンタカーを借りる際の保険の契約内容については契約前に十分確認して下さい。

(2) 交通事故防止対策

(イ) 冬期における運転上の心構え

- (a) 山間部、日陰、橋の上等では、路面凍結に注意して走行して下さい。
- (b) 風雨、風雪、霧などの悪天候となった場合、天気の回復を待って運転して下さい。
- (c) 積雪による道路封鎖もあるので、ラジオ等で最新の道路情報を入手して下さい。

(ロ) その他

- (a) 交通事故の被害者に対しては「事故補償法」に基づき「事故補償委員会」（通称ACC）より、治療・入院費、死亡の場合は遺族への補償金が支払われます（死亡補償金といっても葬儀費用程度）。右以外の損害賠償請求は法律的に禁止されているので、NZに入国する前に日本で海外傷害保険等に加入しておくことをお勧めします。
- (b) NZの車検制度（Warrant of Fitness）は、6年以内の新車であれば年1回、それ以降は半年ごとに車検を受けなければなりません。

(3) 交通法規に関すること

(イ) 交通法規の理解

ニュージーランドで車を運転される方は、The New Zealand Road Code を読んでおくことをお勧めします。（<http://www.ltsa.govt.nz/roadcode/index/html>）

日本の交通ルールとの大きな相違点は、自分の車から見て右側に位置する車が優先（Right Hand Rule）されることであり、交差点で左折する際には、対向方向から来る右折車に譲ることが求められますので、特に注意を要します。

(ロ) 運転免許証

- (a) ニュージーランドに入国した日から1年間は、日本の運転免許証で運転できますが、日本大使館等の発行する免許証の抜粋証明書を携行することが必要です。
- (b) 1年を過ぎれば、ニュージーランドの運転免許証に切り替える必要があります。2009年4月1日から、日本の運転免許証をニュージーランドの運転免許証に書き換える場合の申請手続きが変更（学科試験の免除（Class1及び6のみ）、技能試験の免除（日本の運転免許を保持し、且つ、取得後2年以上を経過していること））されましたので、詳細は陸運局に照会ください。

5. 誘拐対策

NZ国内ではこれまで、日本人が誘拐の被害にあったケースは報告されていませんが、海外においては、一般的に次のような問題意識、危機意識を持つておくことが必要です。

- (1) 最新の治安情勢はどうなっているのか、

周囲で誘拐事件は発生していないか、
日本人に対する脅威は高まっていないか、
会社や個人で恨みをかけていないか
等をチェックしてください。

テレビ、新聞、警察統計、渡航情報等にも注意してください。

- (2) 出勤時、退社時、帰宅時に周囲の状況に目を向けてください。
通勤、通学路を再チェックして、パターン化した行動をとっていれば時々変更する
ようにしてください。
- (3) 家族等に退社時間、帰宅時間、外出時の行き先、期間等を知らせてください。
- (4) 脅迫、不審電話、声かけ、尾行、監視等少しでも「不審な兆候」があれば、その人
の人相、特徴、車種、ナンバー等を記憶（記録）して警察に連絡して下さい。
- (5) 見知らぬ人を不用意に自宅や事務所に入れないようにしてください。
- (6) 走行中、前を走る車が特別の理由なく突然減速し停車するような場合、また、不審
者（車）が近づいてきたような場合、不用意に停車したり、窓を開けたりせず、追
い抜くか又は引き返すようにしてください。
- (7) 在宅時の施錠、運転中のロックは習慣づけてください。
- (8) 自宅や事務所、車等に警報装置、非常通信手段（警察は短縮ダイヤルに登録してお
く）を備えてください。
- (9) 不幸にして誘拐事件の当事者になった場合は、犯人を挑発したり、刺激する言動は
避けて下さい。また、家族が誘拐されたことを認知した場合、速やかに警察及び大
使館に通報してください。なお、常時、服用している薬、持病の有無等の基礎資料
を整理しておいてください。

6. テロ対策

(1) 世界のテロの現状

2001年9月11日の米国同時多発テロ事件以降、アル・カーイダが台頭し、世界各地
で暗躍していることが明らかになりました。2003年10月18日にビン・ラーディ
ンによるとみられる声明が発出され、はじめて日本が明示的にテロの標的と言及されま
した。その後、同種の声明の中で、複数回、日本人及び日本国権益を狙うとの声明が発
出されています。これに対して各国政府は、対アル・カーイダを中心にテロ掃討作戦、
テロ組織への資金の流れを断つための条約締結等の対策を強化し、一定の成果を上げて
いるものの、テロ組織の根絶には至っていません。

テロ組織は、

- 世界的なネットワークの構築（テロ組織の世界的な分散化）
- 標的のソフトターゲット化（ホテル、レストラン等の攻撃が容易な施設を標的）
- 攻撃の多様化（自爆テロ、ハイジャック、化学・生物テロ等）
- 攻撃日の選定（選挙日前後、各種記念日・祭典等）

等、変化を遂げながら活動を継続しています。いつ、どこで、どのようなテロが発生し
てもおかしくない世界情勢の中、ニュージーランドは安全であるという保証はどこにも
ありません。自分の身は自分で守るとの決意の下、安全対策を考えてください。

(2) テロ対策の基本

- (イ) 日頃から、政治、社会情勢等について関心を持ってください。
- (ロ) 事務所・住居の警備強化を行ってください。
- (ハ) 「目立たない」「行動を予知されない」「用心を怠らない」という行動3原則を基本と

した対応を心掛けてください。

(ニ) リゾート地等に休暇・観光で滞在する場合は、外務省の渡航情報が発出されていないか等、事前に安全情報入手に努めて下さい。また、万が一のために病院・警察・大使館等の連絡先及び連絡手段（携帯電話、ホットメール等開設）を確保しておいてください。

(3) 爆弾テロ

(イ) 爆発音を聞いた場合、爆風によるガラスの破片が身体に降りかからないように身の安全を確保して下さい。

(ロ) 爆発音が収まってから、周囲の安全確認を行いながら、退避して下さい。

(ハ) 火災が発生している場合や粉塵が舞っている場合は、タオル等で口鼻等を押さえながら避難して下さい。

Ⅲ. 緊急事態対処マニュアル

1. 地震等大規模自然災害に備えての心得

地震・津波等の大規模自然災害は、思いも寄らない時と場所で発生するものです。大規模災害が発生した際には、大使館では全力で邦人の安否確認、情報伝達、その他所要の邦人保護対応にあたりますが、一方で大規模災害時には各自の自助努力はもとより、相互協力が重要となります。また、日頃から大規模災害が発生した場合に備えてどのように行動するかあらかじめ考えておくことが大切です。

大使館では大規模災害が発生した場合に対する日頃からの心構えと準備、緊急時の行動について、以下のとおりまとめました。邦人の皆様におかれましては、万が一災害が発生した時には落ち着いて対処ができるよう、参考にさせていただければ幸いです。

(1) 日頃からの心構え・準備

(イ) 連絡体制の準備

(a) 3ヶ月以上当地に滞在される方は大使館まで在留届の提出をお願いします。また、届出内容（住所、電話番号等）に変更がある場合及び帰国の際にもその旨ご連絡下さい。

(b) 3ヶ月以内の滞在であっても、日本の家族等に当国滞在中の連絡先を伝えておいてください。

(c) 自然災害はいつ起こるかわかりません。そのような場合に備えて、家族や企業及び所属する団体内で緊急連絡網を作成し、日頃からその連絡方法について決めておきましょう。また、日頃からお互いの所在を明確にするよう心がけましょう。

(d) 自然災害発生時には、地元のラジオ、テレビ等を通じて情報収集するよう心がけて下さい。大使館としても情報収集に努め、邦人の皆様に正確な情報の提供及び必要な連絡を行います。電話回線等が使用できない場合には、NHKワールドテレビやNHKラジオジャパン（短波ラジオ放送）を通じて日本語による情報提供を行うこともあります。

(ロ) 一時避難場所

災害発生時には被害状況を把握するとともに、正確な情報の収集に努め、危険な場所には近づかないようにして下さい。避難場所については、常日頃からその場所を検討しておくとともに、自分がどこにいるのか（勤務先、学校、通勤・通学途中、自宅等）、どのような事態に巻き込まれているのか等、いくつかのケースをあらかじめ想定し、ケース・バイ・ケースで一時避難場所を検討しておくようにしましょう。なお、災害時は車両を使用することができないことも十分考えられますので、徒歩による避

難場所へのルートも確認しておきましょう。

(2) 緊急時の行動

(イ) 情勢の把握

- (a) 災害発生時には、大使館としても可能な限り情報収集に努め、正確な情報を皆様に提供できるようにしますが、各自落ち着いた行動をとるよう心がけて下さい。
- (b) 災害発生等には、現地、海外報道、衛星テレビ等からの情報収集を各自心がけて下さい。
- (c) ラジオ日本（短波ラジオ）の周波数につきましては以下のとおりです。なお、周波数は季節や放送時間帯により異なりますので、詳しくはNHKのホームページでご確認下さい。（日本語の放送時間は、日本時間 5時～6時：9 6 2 5 Khz、日本時間 6～7時：1 3 6 4 0 Khz）

(ロ) 邦人の安否確認及び当大使館への通報等

- (a) 当大使館は、在留邦人の皆さまの安否確認を行い、外務省に報告します。外務省は、当大使館の安否確認情報を元に、家族からの問い合わせに対応します。被災された方は、当大使館に安否の連絡をお願いします。
- (b) 災害現場の状況のうち、通報する必要があると判断されるものは、速やかに当大使館に通報をお願いします。皆様の情報が、その他の日本人の重要な情報となります。
- (c) 自分自身や自分の家族、または他の邦人の生命・身体に危害が及んでいる、または及ぶおそれがあるときは、迅速かつ具体的にその状況を当大使館まで報告して下さい。
- (d) 自然災害発生の際には、お互いに助け合って対応にあたるのが肝要です。そのため、当大使館より皆様にさまざまな協力要請をお願いすることもありますので、その際にはご協力の程をお願いします。

(3) 緊急事態に備えてのチェックリスト

(イ) 旅券

旅券は常に残存有効期間を確認するよう心がけて下さい。残存有効期間が1年未満になりますと、旅券の切替（更新）手続きができますので、早めに手続きを行うようにして下さい。また、新生児等で旅券を所持していない場合には、戸籍等の関係書類が正しい次第、早めに旅券を取得するようにして下さい。旅券の最終頁の「所持人記載欄」もお忘れなく記入して下さい。また、運転免許証等の身分証明書についても常に携行するか、すぐに持ち出せるようにしておきましょう。

(ロ) 現金、貴重品、預金通帳等の有価証券、クレジットカード

現金、貴重品等は、旅券と同様にすぐに持ち出せるよう保管しておいて下さい。

(ハ) 自動車の整備

- (a) 自動車をお持ちの方は、常時整備しておくよう心掛けて下さい。
- (b) 燃料は常時十分入れておくよう心掛けて下さい。
- (c) 車内には、懐中電灯、地図等を常備しておいて下さい。
- (d) 自動車をお持ちでない方は、近くに住む自動車を持っている人に必要な場合には同乗させてもらえるよう事前に相談しておいて下さい。

(ニ) 携行品の準備

避難場所への待避を必要とする事態を考え、上記（イ）～（ハ）に加え、次の携行品を備えておき、必要ときにすぐに持ち出せるようにしておきましょう。

- (a) 衣類・着替え

- (b) 防水、防寒着
- (c) 履物（行動に便利で靴底の厚い頑丈なもの）
- (d) 洗面道具（タオル、歯磨きセット、石けん等）
- (e) 寝袋
- (f) 非常用食料等

しばらく自宅待機する場合も想定して、米、調味料、缶詰類、インスタント食品、粉ミルク等の保存食料及びミネラルウォーターを家族全員が最低3日間（理想は10日間）程度生活できる量を準備しておいて下さい。自宅から他の場所に避難する際にはこれら保存食料及びミネラルウォーターをいれた水筒（大型が望ましい）を携行するようにして下さい。

- (g) 医薬品等

家庭用常備薬の他、常用薬、外傷薬、消毒用石けん、衛生綿、包帯等

- (h) ラジオ

現地放送の他、NHK海外放送（ラジオジャパン）、BBC等の短波放送も受信できるラジオ（電池の予備もお忘れなく）。

- (i) その他

懐中電灯、予備電池、ライター、ろうそく、マッチ、ナイフ、缶切り、栓抜き、紙製の食器、割り箸、簡単な炊事用具、ヘルメット、防災頭巾（代替品として椅子用クッションも使用可）。

- (ホ) 現地の緊急事態対策

お住まいの地域によっては、その地域独自の災害時の緊急事態対策が行われるところもありますので、皆様のお住まいの地域の緊急事態時の対応についても日頃から確認しておくようにして下さい。なお、NZ政府の緊急事態対策については、ウェブサイト「www.civildefence.govt.nz」をご覧ください。

2. 緊急連絡先

- (1) ニュージーランド国内の大使館、総領事館

- 在ニュージーランド日本国大使館（Embassy of Japan）

電話番号：04-473-1540（FAX：04-471-2951）（Consular Office of Japan）

住所：18th Floor, Majestic Centre, 100 Willis Street, Wellington (P.O.Box6340)

- 在クライストチャーチ出張駐在官事務所

電話番号：03-366-5680（FAX：03-365-3173）

- 在オークランド総領事館（Consulate General of Japan）

電話番号：09-303-4106（FAX：09-377-7784）

住所：Level-12 ASB Bank Centre, 135 Albert Street, Auckland (P.O.Box3959)

- (2) 休日・夜間の緊急電話システム

在ニュージーランド日本国大使館では、休日や夜間においても緊急電話システムにより緊急事態に対応しています。大使館の代表電話番号（04-473-1540）をダイヤルし、ガイダンスに従っていただければ、緊急電話に繋がります。何らかのトラブル（重複して電話がかかっている場合や回線の故障等）から繋がらない場合もあり得ます。繋がらない場合は何度かお掛け直し下さい。また、電話口では、自分の氏名、連絡先、現在地（「通り」の名称、番地、目印となる建物等）、事案内容を簡潔に通報してください。

- (3) 主な公的機関の連絡先

(イ) 警察、救急車、消防署は全て111をダイヤルし、Police, Ambulance, Fire のい

ずれかを教えてください。

(ロ) 救急病院 Wellington Hospital 電話：04-385-5999

(ハ) ニュージーランド政府機関・市庁舎

(a) ウェリントン中央警察署 (Wellington Central Police Station)

Cnr Victoria and Harris St, Wellington 電話：04-381-2000

なお、全国の警察本部、警察署の所在地、電話番号等に関する情報は、NZ 警察のホームページ (<http://www.police.govt.nz/district>) をご参照下さい。

(b) 入国管理局 (New Zealand Immigration Service : Wellington Office)

Level 9 Morrison Kent House 105 The Terrace, Wellington

電話：0508-558-855

(c) 税関 (Customs New Zealand : Wellington Office)

17-21 Whitmore St, Wellington

電話：04-473-6099

0800-428-786

(d) 動植物検疫 (Ministry of Agriculture and Forestry)

25 The Terrace Wellington

電話：04-894-0560